

出資一1	組合長	専務	常務	課長	主務者	合議	受付
検印							

令和 年 月 日

埼玉ひびきの農業協同組合  
代表理事組合長 殿

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

職業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

### 加入申込書（新規加入・相続加入）

貴組合定款承認の上、次の出資を引き受けて貴組合に加入いたしましたく、下記調書又は書類を添えて申し込みます。

1. 新規加入 出 資 口 金 額 円 (1口100円)

利用目的  信用事業  共済事業  購買事業  販売事業  その他事業

(個人調書) 耕作面積 \_\_\_\_\_ アール (10a 以上) または 農業従事日数 1 年 間 \_\_\_\_\_ 日 (90 日以上)  
(団体添付書類)

(1) 定款又は規約等 (2) 総会の議事録の抄本等加入の意思を証する書面 (3) 代表者の氏名・住所を記載した書面

2. 相続加入 (新規加入・既加入者は増資)

被相続人は平成・令和 年 月 日に死亡し、私(相続人・申込者)がその債権・債務の一切を承継することとなりましたので、被相続人の出資金額を、新加入又は増資をいたしましたく関係書類を添えて申し込みます。

顧客番号

被相続人(\_\_\_\_\_) 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

※関係書類は支店保管としてください

(相続人調書) 耕作面積 \_\_\_\_\_ アール (10a 以上) または 農業従事日数 1 年 間 \_\_\_\_\_ 日 (90 日以上)  
相続開始後 60 日以内に加入の申込ができなかった理由

( 1 相続人未確定 2 相続手続遅延 3 出資金の存在不認識 4 その他 \_\_\_\_\_ )

### 支店記入欄 加入者(相続人)データー

加入目的(新規)	新規施設利用・他			該当するところに○印を記す。			資格	人格	個人正組 1 1 準組 2 1
加入目的(相続)	新規・既加入(増資)								団体資格 正組 1 準組 2
所属支店			顧客番号						団体人格 任意団体 2 営利法人 3 非営利法人 4
口座設定支店			口座番号						地区コード
氏名(漢字)				(カナ)					
世帯主コード	1 世帯主 2 非世帯主		性別	男 女	新規出資金額				円
相続出資金額					既出資金額				
合計出資金額					円	備考			

※ご記入いただいた個人情報は、当組合への加入・脱退等の手続き、組合員(資格)及び出資金の管理、配当金の支払い、会議・催事の通知・ご連絡、農協法に基づく閲覧請求への対応、当組合の行う信用事業・経済事業・共済事業等の事業に関して提供する商品・サービスに関する各種情報のご提供等にご利用致します。

201106

支店長	本人確認者	支店受付

電算処理日	処理者
年 月 日	

## 加入申込に際しての表明・確約

私は、現在、次の1及び2のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。また、私は、自らまたは第三者を利用して次の3のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、これにより、定款の規定に基づき組合員資格を喪失する又は除名となることがあることを確認します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、埼玉ひびきの農業協同組合になんらの請求もせず、また、埼玉ひびきの農業協同組合に損害が生じたときは、私がその責任を負うものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)

2. 次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

- (1) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
- (3) 暴力的な要求行為をしたとき。
- (4) 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- (5) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- (6) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

4. 加入のお申込の際にしていただく、上記1及び2のいずれにも該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき。

令和 年 月 日

氏名または法人名 \_\_\_\_\_